

令和元年度 第12回糸島市教育委員会会議録

- (日 時) 令和2年2月20日(木) 9時30分から10時35分まで
- (場 所) 糸島市前原西一丁目1番1号 糸島市役所 庁議室
- (出席委員) 西 憲一郎委員(職務代理者)、古川 泰永委員
松尾 実恵委員、宗 聖子委員
- (事務局出席者) 家宇治 正幸教育長
井上 義浩教育部長、宗 真司教育総務課長、田中 健悟学校教育課長、中庭 昭宜生涯学習課長、岡部 裕俊文化課長、角 裕行文化課企画監、原尾 宏志学校教育課指導係長兼指導主事、東定 荘士郎学校教育課指導主事、井上 靖崇学校教育課課長補佐、楠原 英子教育総務課課長補佐
- (傍聴人) 2名 ※ 傍聴人受付名簿のとおり

1 会議事項

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 会議録の承認
- (3) 教育長の報告
- (4) 議事
 - ・議案第24号 令和2年度糸島市一般会計当初予算(案)における教育関係予算の意見の聴取について
 - ・議案第25号 糸島市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関する規則について
- (5) 協議事項
 - ・糸島市立小・中学校卒業式、入学式について
- (6) 報告事項
 - ・令和2年度教育方針について
 - ・『史跡新町支石墓群保存活用計画』(案)について
- (7) その他
 - ・各課業務の主な取り組み状況と課題について
 - ・教育委員から

・その他

2 開 会

(家宇治教育長)

傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので、傍聴の許可について、お諮りします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(委員全員)

良い。

(家宇治教育長)

傍聴を許可します。(傍聴人2名)

本日の会議の出席は、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。これより、令和元年度第12回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

9時30分

(1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

令和元年度第12回教育委員会会議録の署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により松尾 委員を指名いたします。

(2) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和元年度第11回教育委員会会議録の承認について、お諮りします。

事前に配付されております会議録の記載事項につきまして、訂正事項等ありましたらご指摘をお願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、令和元年度第11回会議録は承認されました。西 委員は後ほど会議録に署名をお願いします。

(3) 教育長あいさつ

(家宇治教育長)

この一か月の間にありました事について、いくつか報告をさせていただきます。

■政府のGIGAスクール構想、いわゆる子どもたち一人一端末の実現にむけてということで大幅の補正が国の方で組まれています。それに基づき、糸島市も実

現のために予算化をしているという状況です。これにつきましては、議会の承認を得ながら具体化していくこととなります。

■ 2点目は、不登校児童生徒のうち、学校外の施設に通所している子どもたちの出席取扱いについてですが、現在5名の児童に対して出席の取扱いをするという報告を校長から受けていて、5名の児童が出席取扱いになっていますので、報告しておきます。

■ 3点目は、教員の働き方が大きな問題となっています。その中で、学校の中身を大胆に整理していかないといけないということで、校内研修、部活、あるいは退校時間などについて校長会で検討を行っています。

■ 4点目は、中学生の制服の見直しです。子どもたちの個性として広い選択肢を持って制服を選べる環境が必要だ。ということで、検討委員会の立ち上げも含めて来年度中までに結論を出す。という形で校長会にお願いをしています。

次に、管内の教育長会の報告です。

■ 一点目は、教職員の事故の報告についてということでございます。ご存じのとおり教職員の不祥事が続いておりますが、修学旅行中に飲酒をしたという事案がありまして、そのことが県の教育委員会にきちんと報告されていなかったという事案が報道されています。県の教育委員会が知らなかった。ということが大きな問題でありまして、不祥事発生時は速やかに報告するように。という通知です。糸島市におきましては、小さなことも県教育委員会へ報告しております。漏れているものは、ありません。

■ 二点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、管内の結果になります。指導主事の方から説明させます。

(原尾指導主事)

～説明資料により説明～

(家宇治教育長)

問題は小学校は高いが、中学校になると下がっていきます。そういう部分に注視しながら今後進めていきたいと思えます。

報告事項は終わりました。

(4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります、議案第 24 号令和 2 年度糸島市一般会計当初予算(案)における教育関係予算の意見の聴取につきましては、市の意思決定前の議案審議であります。よって、糸島市教育委員会会議規則第 12 条第 2 項の規定により会議を公開しないこととしたいので、規定により採決を行います。

議案第 24 号について、公開しないことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

同時に、同じ理由で次の報告事項にあります「令和 2 年度教育方針について」会議を公開しないこととしたいので、公開しないことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。よって、報告事項 教育方針については会議を公開しないこととします。

恐れ入りますが、傍聴人の方は本件が終了するまで退室をお願いします。

(傍聴人 退室される)

非公開

(傍聴人 入室)

(家宇治教育長)

会議を進行します。

議案第 25 号 糸島市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関する規則について を議題とします。事務局より提案理由の説明を行います。

(中庭生涯学習課 課長)

地方自治法第 180 条の 7 の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため規則を制定するものです。

～説明資料により説明～

(家宇治教育長)

説明は終わりました。

質問・意見等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、これより、本案に対する採決を行います。議案第 25 号糸島市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関する規則について 承認される委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員です。よって、議案第 25 号糸島市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関する規則については原案のとおり可決されました。

結果 原案どおり承認

(5) 協議事項

(家宇治教育長)

続きまして、協議事項に移ります。

糸島市立小・中学校卒業式・入学式について 説明させます。

(宗 教育総務課長)

配布資料に基づき、教育委員それぞれの式当日の告辞についての割振りの提案を行う。

当日の出席をお願いいたします。

(家宇治教育長)

委員の皆さん、調整いただき、例年同様、当日の対応をよろしくお願いいたします。

(6) 報告事項

(家宇治教育長)

報告事項に移ります。

史跡新町支石墓群保存活用計画（案）について 報告を行います。

(岡部文化課 課長)

～資料「史跡新町支石墓群保存活用計画（案）により説明～

(家宇治教育長)

質問・意見等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、その他へ移ります。

(6) その他

(家宇治教育長)

各課の取組状況及び課題について 報告をさせます。

配布資料に基づき各課長より報告

(家宇治教育長)

以上、報告に対してご意見等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

それではないようですので、会議を進行します。

教育委員の皆さんから何か報告事項等ありませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

それではないようですので、これでその他を終了します。

次回会議は3月26日（木）午後1時30分からとしたいが、よろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(家宇治教育長)

それでは次回は3月26日で決定します。案内は追って通知させます。

3 閉 会 委員会閉会を宣言 10時35分

糸島市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

委員

(教育長指名委員)